

# 上野事務所ニュース

令和2年9月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

## 失業手当の日額等の変更

令和2年8月1日より雇用保険の基本手当日額が引き上げられています。これに伴い、高年齢雇用継続給付や育児休業給付、介護休業給付の支給限度額が引き上げられました。8月1日以後の支給対象期間から変更されます。

### 【基本手当日額の上限度額】

離職時の年齢	改正前	改正後
29歳以下	6,815円	6,850円
30～44歳	7,570円	7,605円
45～59歳	8,330円	8,370円
60～64歳	7,150円	7,186円

### 【基本手当日額の下限度額】

年齢に関係なく、全ての方

改正前	改正後
2,000円	2,059円

\*基本手当日額は、退職前6か月における1日当たりの平均賃金額に給付率をかけたものです。

### 【高年齢雇用継続給付の支給限度額】

改正前	改正後
363,344円	365,114円

\*支払いを受けた給与が支給限度額以上である場合には、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、365,114円から支給対象月に支払われた賃金額を引いた額が支給されます。

### 【育児休業給付の支給限度額（上限度額）】

改正前	改正後
休業開始から6か月 (支給率67%) 304,314円	305,721円
休業開始から6か月以降 (支給率50%) 227,100円	228,150円

### 【介護休業給付の支給限度額（上限度額）】

改正前	改正後
334,866円	336,474円

## 算定基礎届の結果について

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。標準報酬月額決定通知書は、事務センターから直接事業所へ郵送されます。8月下旬から順次発送され、遅くとも9月半ば頃までに郵送されます。4、5、6月の給与データが記載されていますので、取扱いには十分注意し、開封の際は、代表者又は担当の方が行うようにしてください。

なお、令和2年9月より厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更となります。現在の標準報酬月額の上限は620,000円となっており、報酬月額が605,000円以上の方はこの上限が適用されていますが、新たに標準報酬月額650,000円が追加され、上限が引き上げられます。これに伴い、現在の標準報酬月額が620,000円の方でも、報酬月額が635,000円以上の方は、9月以降の標準報酬月額が650,000円に変更となります。対象となる被保険者がいる事業所には、9月下旬以降「標準報酬改定通知」が送られてきます。上限変更は年金機構が自動で行うため、手続きはいりませんが、給与から控除する厚生年金保険料の変更にご注意ください。

## 雇用調整助成金等の期間延長について

雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、9月末までの休業が対象となっていました。12月末までの

休業が対象となりました。雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請は、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、9月30日まで申請することができます。判定基礎期間の初日が7月1日以降の休業については、判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内の申請が必要ですので、ご注意ください。

このほか、新型コロナウイルス感染症により小学校休業等対応助成金についても、9月30日までの間に取得した休暇等が対象でしたが、休暇取得の期限が12月末まで延長される見込みです。

### 最低賃金改正について

地域別最低賃金が10月より更新される予定です。10月1日以降の勤務については、下記の最低賃金を適用してください。

	更新前	更新後	差額
千葉 (10/1)	923	925	+2
埼玉 (10/1)	926	928	+2
東京	1,013	1,013	変更なし
神奈川 (10/1)	1,011	1,012	+1

事業主はこの額を下回る賃金で労働者を使用することはできません。なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、家族手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

月給制、日給制の場合は時間額に換算して比較します。例えば、1日の所定労働時間8時間で日給7,000円の場合には、7,000円÷8時間で1時間あたり875円となり、千葉県の最低賃金を下回るので、日給7,400円(925円×8時間)以上に変更してください。

### 電子申請による手続きについて

令和2年4月1日より資本金1億円超の法人は、社会保険及び労働保険関係の一部手続きについて、

電子申請が法律上の義務となっています。また、最近では、年金事務所より、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種手続きについては電子申請にて行うよう要請文書が送付されているようです。上野事務所では、原則として社会保険関係の手続きについては、電子申請を行っています。電子申請を行うことにより、従来よりも早く健康保険証が届くなどのメリットがあります。

### Q&A なぜなにどうして？



**Q:** 新型コロナウイルス感染症の影響で休業をしていたため、社会保険料の特例改定手続きを行いました。その後、休業が解消され、給与が通常に戻っていますが、どのような手続きをすれば良いのでしょうか？

**A:** 上野事務所ニュース7月号でご案内したように、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、通常の随時改定ではなく、報酬が急減した翌月から改定することが可能となっています。

この特例を使い、改定年月が5月又は6月で届出している場合、9月以降の保険料は算定基礎届によって決定された標準報酬月額を用いることとなります。

ただし、改定年月が7月又は8月で、かつ、休業が回復した月以後の継続した3か月の平均の報酬が、特例改定時の標準報酬月額より2等級以上上昇した場合には、月額変更届の届出が必要(随時改定)となります。

なお、休業が回復した月とは、報酬が急減した月の翌月以降の月で、報酬の支払基礎となった日数が17日以上ある月を言います。報酬の支払基礎となった日には、休業手当が支払われた日数は含まれません。このため、数日程度の休業が発生していても、17日以上就労し、報酬の支払の基礎となる日数があれば、休業が回復したものとして取り扱われます。